

返礼品取扱事務基本契約書

松阪市（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、「ふるさと応援寄附金に係る特産品PR事業」を実施するにあたって生じる、寄附者への返礼品に使用する商品等（役務及び物に付随する納入後の役務を含み、以下「商品等」という）の返礼事務について、次のとおり契約を締結する。

第1条（基本契約）

- 1 本契約は、「ふるさと応援寄附金に係る特産品PR事業」に関して甲が寄附者に対して商品等を返礼する業務を実施するにあたり、甲が乙に対して乙の提供する商品等を寄附者に返礼する業務（以下「本業務」という）を発注した場合に、甲乙間での取扱いに必要な事項を定めることを目的として締結するものである。
- 2 本契約は、本契約の有効期間中、甲乙間で行われる商品等の個別取引（以下「個別契約」という）に共通に適用される。ただし、個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約の定めを優先する。

第2条（個別契約の成立）

- 1 個別契約においては、出荷依頼日、商品等の品名、仕様、種類、数量、価格、納期、納品場所等寄附者への返礼事務に必要な事項を定めるものとし、寄附者を受益者とする第三者のためにする契約として成立するものとする。
- 2 個別契約は、原則として甲が指定するふるさと納税管理システム（以下「本システム」という）を通じて、前項に記載の情報を入力し乙に商品等の出荷依頼をすることによって成立するものとする。なお、乙の本システム利用料は無償とする。ただし、本システムの利用が困難な場合は、FAX又は送り状データにより、出荷依頼を送信することによって成立するものとする。
- 3 乙は、甲から出荷依頼を受けた場合、特段の理由なく拒否することができないものとし、乙において承諾できない場合には出荷依頼日を含めて2営業日以内にその理由とともに甲にその旨を通知するものとする。

第3条（商品等の納入）

- 1 乙は、個別契約で出荷依頼を受けた商品等を適切に梱包し、定められた期日及び場所に、指定された方法にて寄附者に対して納入する。乙は、甲が配送業者を指定した場合には、その指定に従う。
- 2 商品等に種類、品質又は数量に関して個別契約の内容に適合しないもの（以下「不適合」という）があった場合、寄附者又は甲は、具体的な不適合の内容を示して乙に通知するものとし、乙は当該通知を受けた場合、速やかに代品の納品、商品の修理又は部品の交換等の履行の追完を行うものとする。乙が相当期間内に履行の追完をしないときは、甲は乙に対して不適合に応じた商品等の代金の減額を請求することができる。
- 3 商品等の納入に要する配送費用については、甲が負担する。
- 4 甲が必要と認めるときは、甲の定める仕様基準に従って商品等を検品できるほか、乙の施設において商品等の製造工程その他製造販売過程における品質及び表示等を調査することができ、乙は調査に応じなければならない。また乙は、仕様基準において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保管しなければならない。なお仕様基準は次の各号に準拠するものとする。

（1）「松阪市ふるさと応援寄附特産品申込書」（以下「申込書」という）で乙が作成し、甲が受領し

たもの

- (2) JIS等の公に定められた規格。但し、公に定められた規格と(1)の書類との間に不一致があるときは(1)の書類が優先する。
 - (3) 地場産品基準をはじめとする総務省告示(平成31年総務省告示第179号)及び食品表示法(平成25年法律第70号)等の法令又は条例に定められた基準
 - (4) 前各号の他、甲乙が協議のうえ定めた基準
- 5 商品等が役務の提供の場合、乙は、前4項に準じて、寄附者に対して、役務の提供を行うものとし、甲は、前項に準じて、役務の内容を確認することができるものとする。

第4条(代金の支払方法)

- 1 乙は甲に対し、当月月末までの出荷等の実績に対する商品等の内容と代金を、毎月末日締めにて翌月5日までに報告しなければならない。
- 2 甲は乙に対し、請求を受けた商品等の代金を、別途定めのない限り、当月の末日(休日の場合は翌営業日)までに、乙の指定する金融機関口座に振込んで支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
- 3 請求金額の算定に用いる商品単価は、乙が返礼品登録として甲に申請し、甲から承認を受けた金額とする。
- 4 乙により出荷された商品等が返品又は寄附キャンセルその他理由を問わず寄附者に納入等されるに至らなかった場合、乙は代替品を発送するなど適切に対応するものとし、その方法及び費用負担については甲、乙の協議にて決定する。
- 5 ふるさと納税ポータルサイト運営会社等を経由する寄附に関し、特産品の発送及び請求方法について別途定められている場合は、これによることとする。

第5条(所有権の移転)

商品等のうち有体物についての所有権は、商品等の納入時に、個別契約に基づき、乙から寄附者に移転する。

第6条(経費の負担)

商品等の納入準備等に係る経費は原則として乙が負担することとする。

第7条(事後措置)

甲が商品等の性質によりアフターサービス、メンテナンスその他これらに類する措置(以下「事後措置」という)を要すると認めたときは、乙に対し、事後措置を請求ことができ、乙はその請求を拒めないものとする。ただし、事後措置の内容、費用負担等は甲乙協議のうえ定めるものとする。

第8条(品質の保証等)

- 1 乙は、商品等に関し、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について関係諸法規、松阪市条例、業界慣行に基づく基準及び甲の定める仕様基準に適合していること、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利(出願中のものを含み、登録されているか否かを問わない。以下「知的財産権」という)を侵害しないことを保証する。

- 2 乙は、商品等に関し、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項、総務省告示（平成31年総務省告示第179号）、その他総務省通知、甲が定める規程における返礼品基準、並びに食品表示法（以下、総称して「返礼品基準等」という）に抵触しないことを保証する。
- 3 乙は、商品等の欠陥又は返礼品基準等不適合に起因して、第三者（寄附者を含むがこれに限らない）又は甲に損害が生じたときは、故意、過失の有無を問わず、その第三者又は甲が被った一切の損害（甲が第三者に支払った賠償額、甲が商品等を回収するために要した費用、弁護士費用を含むがこれに限らない）を賠償する。
- 4 乙は、商品等が第三者の知的財産権を侵害するものとして何らかの請求や通知を受けたときは、遅滞なく甲に通知のうえ、寄附者に対する返礼品として用いることの可否を甲と協議するものとする。なお、乙は知的財産権の侵害問題に関し、甲になんら迷惑をかけないものとし、これにより甲が被った損害（甲が第三者に支払った賠償額、甲が商品等を回収するために要した費用、弁護士費用を含むがこれに限らない）を賠償する。

第9条（販促物の利用）

- 1 乙は、商品等に関してパンフレット・カタログ・POPその他販売促進のために甲へ提供する全ての制作物（以下「販促物」という）に関し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しておらず、不正競争防止法に抵触していないことを保証する。
- 2 甲は、乙の商品等の販売促進を目的として販促物を利用することができる。

第10条（債権の譲渡制限）

乙は、本契約及び個別契約に定める金銭債権その他の債権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第11条（再委託の禁止）

- 1 乙は、本契約および個別契約に定める業務の全部又は一部を事前の甲の書面による同意がない限り、第三者に委託してはならない。
- 2 前項の甲の同意により第三者に委託した場合、乙は、本契約および個別契約で自己が負担するのと同等の義務を当該第三者にも負担させ、これらの業務の実施にかかる一切の行為に関して乙がなしたものとして甲、寄附者に対してその一切の責任を負う。

第12条（著作物使用承諾）

- 1 乙は、甲が登録するすべてのふるさと納税ポータルサイトに掲載する、乙の提供する特産品に関する写真等の著作物（以下、本著作物）に関して、その使用を承諾するものとする。また、本著作物を使用したことによって被る損害について、甲は一切の責任を負わないこととする。
- 2 乙は、甲が本著作物を使用するにあたって、著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 4 甲乙は、本著作物の使用の対価は無償であることを相互に確認する。
- 5 乙は、本著作物の使用に関して著作権またはその他の権利を有する第三者からの損害賠償請求等が発

生した場合でも、甲が一切の責任を負わないことを承諾し、乙自身の責任において対応するものとする。

第13条（個人情報・機密情報の保護）

- 1 甲乙双方は、本契約及び個別契約遂行のため相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下、同じ。）や営業上技術上の秘密に関する情報（以下、「機密情報」という。）を、本契約及び個別契約遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとし、個人情報に関しては、個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守しなければならない。
- 2 甲乙いずれかが、故意又は過失により、個人情報又は機密情報を漏洩した場合、相手方に可及的速やかにその事案を報告するとともに、双方協議の上、事案解決のための方針を決定し、誠意をもって対応に当たることとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を行うことなく本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員に該当しなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団の威力を示す常習者、社会運動等標榜ゴロその他の反社会的勢力
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的もしくは脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し暴力的もしくは脅迫的な言動を行う行為、又は風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて信用を毀損しもしくは業務を妨害する行為を行った者
 - (3) 第1号に掲げる者であることを知りながらかかる者に対して資金、利益もしくは便宜を供与する行為又は不当に第1号に掲げる者を利用する行為を行った者
 - (4) その他前3号に準じる行為を行った者
- 2 前項の規定により本契約又は個別契約が解除された場合には、前項各号の一に該当した当事者（以下「該当当事者」という）は、当該解除により相手方に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、該当当事者は、当該解除により損害が生じたとしても、相手方に対して損害賠償を請求することができない。

第15条（契約解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
 - (3) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続開始決定の申立があったとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、強制執行の決定、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (6) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (7) その他前各号に準じる事由が生じたとき
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告しても是正しな

いときは、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲及び乙は、契約有効期間中といえども、書面による6ヶ月前の予告通知をもって、本契約および個別契約を解除することができる。

第16条（損害賠償責任）

甲又は乙は、本契約若しくは個別契約に違反し相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第17条（契約期間）

- 1 契約期間は、契約日から甲が実施する「ふるさと応援寄附金に係る特産品PR事業」が終了するまでとする。
- 2 本契約の終了にかかわらず、本条、第4条、第7条から10条まで、第12条から第14条まで、第16条及び第19条から第21条までの規定は、引き続きその効力を有する。

第18条（契約の発効）

- 1 本契約の発効は、契約締結日又は当事者が別途合意した日とする。
- 2 本契約の発効をもって、甲乙間で締結済みの類似契約は将来に向けて失効する。

第19条（協議）

本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを解決する。

第20条（合意管轄）

本契約又は個別契約に関して紛争が生じたときは、訴額に応じ、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（その他）

「ふるさと応援寄附金に係る特産品PR事業」にかかる甲が持つ乙の情報については、原則公開とする。

本契約成立の証しとして、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市
代表者名 松阪市長 竹上 真人

乙 住 所
会 社 名
代表者名